

分一職五十六石八斗八升、除諸國役條付等申談上者、全御知行不可有相違之狀如件。

天正四年五月二日

不破 河内守光治

前田又左衛門利家

佐々内藏助成政

赤座小法師殿御宿所

河内守光治卒後、彦三直光家を継ぎ、越前國大野領三萬三千石を傳領して、大野城に居たり。天正十年の春信長公甲州武田勝頼征伐として出馬の處、越中國一揆蜂起、富山城を取詰むる由注進に付き、柴田勝家以下越前・加賀・能登の諸勢を指向けられ、信長公より親簡を賜ふ。

武田四郎勝頼・武田太郎信勝・長坂釣閑典厩・小山田を初として、家老の者悉く討果し、駿・甲・信無滞一筋一篇に被仰付候間、不可有機遣候。飛脚見及候間申達候。其表之事、是又可爲存分事勿論に候也。

三月十三日

信 長 判

柴田 修理進殿

佐々内藏助殿

前田又左衛門殿

不破彦三殿

天正十一年三月江州柳瀬合戦の後、秀吉公不破彦三の領知を没收せられ、流浪せしを、利家卿加賀二郡を賜はり、金澤入城し給ふ後、秀吉公へ仰上げられ、彦三直光をば金澤へ招かせられ、三萬五千石を合力し給へりと云ふ。關屋政春古兵談には、柳瀬敗軍の時、利家卿と不破彦三は勝家の旗下たりといへども、利家卿は越前府中へ引取御座被成處、秀吉公、利家と我等とは筋目有之間、無事子細不可有とて、和談を乞はれ、府中城へ直に入らせらる。不破彦三は御意もなき故にか、御禮も申上げざりける處、頓て北國平均に屬し、彦三事切腹か遠嶋流刑にても可被仰付敷に極る時、利家卿達て訛言被仰上、先づ御預り被成とて、夫より利家卿の家禮と成り、三萬三千石を加州河北郡にて上納の知行にて賜はりけり。とあり。享保紀聞には、志津、嶽落去以後、利家卿・佐々・不破等秀吉公に隨ひられける時、秀吉公、鬼柴田と云ひたるをも、其の鑑先にて亡したりと大に威言有りけるを、不破彦三聞いて、いや／＼左様

には候はず。佐久間玄蕃疎忽ゆゑに候といふ。秀吉、いや假令玄蕃宜しく候とても、某が鋒先には不及事也と宜ふ。彦三おし返し、玄蕃程よく引取候はゞ、中々かやうに速に御手には入るまじと申しければ、秀吉公、扱々其方は柴田最負なりと不興にて、其後再び不被呼出。仍之利家卿御名染の事なれば、此方へ来て居られよと仰せられ、本知之通遣され、御家にたより居たりとぞ。とあり。不破家記に云ふ。彦三直光死後、二代彦三光昌幼少なり。依つて一萬俵を賜はり、後五千石に引直され、三代彦三勝次の時、弟清兵衛貞政へ千石配分す。とあり。有澤武貞の古兵談殘叢集に云ふ。不破彦三三萬五千石の跡一萬俵に成り、其跡五千石に成る。依之武功の家士共昵近に召出されしもの多し。不破覺丞の先祖なども此内也。と云ひ、能き足輕とて三百人被召抱也。といへり。關屋政春の古兵談には、二代目の彦三は無類のうつけ者にて、七千石跡目立て、三代目の彦三は四千石相續、弟の清兵衛に千石賜はりける處、清兵衛織田河内守の養子と成り、江戸へ行き、清兵衛の知行千石をば伊織に賜はる。然る處織田河内守跡目不立に依つて、

清兵衛再び金澤へ立歸る。依つて更に千石賜はりたり。とあり。混見摘寫にも、不破彦三は切腹か、又は可爲遠嶋との事なりしを、高德公御訖言にて御預り被成。夫より御家人と成り、加州河北郡にて上納之知行三萬三千石賜はりしかど、其子彦三無類の虚氣にて、七千石下され、三代目彦三には四千石と成り、弟清兵衛に千石被下。清兵衛織田河内守の養子と成りて、江戸へ出る。其の千石を伊織に被下處、河内守名跡不立して、清兵衛立歸るに付、更に千石下されたり。とあり。松雲公夜話録に、微妙公の時、不破彦三跡目二拾餘年不被仰付。其後風と御失念被成たりとの由にて跡目命ぜられ、久々無息にて罷在り、嘸難儀可致との御意にて、二十餘年間毎歲收納致すべき知行米殘らず一時に下されたり。從來彦三勝手甚不如意之處、此時すきと借銀等も悉く返辨致し、勝手向取直したり。微妙公には何等の被仰出も無之といへども、兼々勝手不如意之趣被聞召、勝手取直の爲に態と被成たるやらんと、其頃世人取沙汰せしよし御意なり。とあり。按ずるに、右は何代目の彦三相續の時ならんか、其の年曆はいまだ詳ならず。おも